要項第6号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会歳末たすけあい事業配分実施要項

(目的)

第1条 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する歳末たすけあい事業への配分金について必要な事項を定めるものとする。

(配分対象)

- 第2条 歳末たすけあい事業の配分対象は、次のとおりとする。
 - (1) 要援護世帯援護金配分事業
 - ア 10月1日現在で小美玉市に居住し住民基本台帳に登録している要援護世帯で、当該 年度の世帯全員の市民税が非課税であり、世帯の収入が収入基準額表に定める基準額以 下で、かつ、次の一に該当する世帯(重複する場合は、いずれか一つとする)であって 本会会長(以下「会長」という。)が認めた者へ援護金を配分する。
 - (ア) 要介護認定者のいる世帯
 - (イ) 要保護世帯
 - (ウ) 準要保護の認定を受けている世帯
 - (エ) 身体障害者手帳、療育手帳(A), A並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けて いる者がいる世帯
 - (才) 母子父子世帯
 - (カ) 交通遺児世帯
 - (キ) その他
 - イ 次の世帯は、配分対象から除外する。
 - (ア) 生活保護法による保護を受けている世帯
 - (イ) 配分対象となる者が施設入所又は長期入院中(6ヶ月以上)の世帯
 - (2) 地域歳末たすけあい活動助成事業
 - 小美玉市民を対象に, ふれあい・支え合いを目的として年末年始に活動を実施する団体等 へ事業費の一部を助成する。
 - (3) 一人暮らし高齢者・高齢者世帯交流事業
 - 小美玉市在住の65歳以上の一人暮らし高齢者及び75歳以上のみの高齢者世帯を対象に 交流会を開催する。
 - (4) 一人暮らし高齢者おせち配食事業
 - 小美玉市在住の65歳以上の一人暮らし高齢者を対象におせちを配食する。
 - (5) 心身障がい児クリスマス会事業
 - 小美玉市在住の18歳未満の心身に障がいのある方を対象にクリスマス会を開催する。
 - (6) 前号のほか、地域福祉に関する事業

(配分金)

第3条 配分金は,当該年度歳末たすけあい募金額の予算の範囲内で配分するものとする。

(配分金の交付申請)

第4条 配分金の配分を受けようとする者,または団体は,必要書類を会長に提出するものとする。

(配分金の交付決定)

第5条 会長は、配分金の交付申請を受理したときは、審査の上、配分の可否決定を行い配 分する。

(実績報告)

第6条 配分金の交付を受けた団体は、事業完了後、速やかに事業実施報告書及び決算書を 会長あてに提出するものとする。

(内容変更及び援護金の返還)

第7条 配分金の交付を受けた団体が配分事業の内容について変更が生じた場合は、速やかに会長に変更の申し出を行わなければならない。また、配分事業を中止した場合、及び不正や虚偽により援護金や配分金の交付を受けた場合は、その一部、または全額を返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- この要項は、平成21年4月1日から一部改正する。
- この要項は、令和2年10月1日から改正する。